

大阪狭山市下水道事業経営審議会（第5回） 議事録

会議名称	大阪狭山市下水道事業経営審議会（第5回）
開催日時	令和5年10月10日（火）13:30～15:50
開催場所	大阪狭山市役所2階 防災対策室
出席委員	【会長】佐藤 雅代委員 【副会長】栗田 貴宣委員 山村 歳幸委員 北 眞佐子委員 北舎 和彦委員 奥田 善朗委員
欠席委員	なし
傍聴者人数	0人
事務局	水資源部長、経営総務グループ課長、下水道工務グループ課長、経営総務グループ主査、経営総務グループ主事
主な議事	Ⅰ. 使用料体系について
配布資料	資料 使用料体系について
議事経過	Ⅰ. 使用料体系について 【会長】 これまで、大阪狭山市の下水道事業の状況について理解を深めてきました。今回もこれまでの経営審議会の内容を振り返ったうえで、下水道使用料の適正化の議論に入りたいと思います。私どもで結論を決めているわけではないので、どうすれば納得ができるのか、どの部分に疑問を残さないようにするべきか、ということを意識して審議をしていただければと思います。

	○事務局が資料(資料 11 ページまでの「下水道使用料算定の考え方について」まで)について説明 ○資料 1 (資料 11 ページまで) に関する質疑応答
【会長】	1 章、2 章に関して、ご質問、ご意見はありますか。 財政シミュレーション結果として、令和 7 年度には、現金預金残高がマイナスになることと、令和 6 年度には当年度純損益がマイナスになり、今のままでは赤字が継続していくことが明らかであるという見込みです。下水道事業の独立採算制の原則から一般会計からの繰入金の増額は難しく、信用力の低下の観点から大阪狭山市下水道事業の経営の状況は厳しいということでお金を貸してもらえなくなることが考えられ、どうにかしなければならぬ状況が明らかになったわけです。経営改善策についてもありましたが、ご意見やご質問はありますでしょうか。
【委員】	公共下水道を使用する者から使用料を徴収する記載がありますが、国民のほとんど 100% 近くが水洗化して下水道を使っているの、ここに税金を投入してもよいのではないかと思います。
【会長】	全体で払う部分は税金が投入されています。例えば福祉に該当する部分は、下水道事業としてではなく市や府がお金を出すべき話です。下水道事業に関して公平を考えたときに、使った分に関しては負担してくださいという形で独立採算を求めているのが下水道事業と理解しておりますが、事務局いかがでしょうか。
【事務局】	下水道事業の経営原則の中で、独立採算の原則があります。雨水公費、汚水私費の考え方のもと雨水にかかる費用は一般会計から繰入金してもらっていますが、汚水にかかる費用は下水道使用料で賄うとされているので、市税と下水道使用料を分けて考えていく必要があります。
【委員】	ほとんどの方が下水を使うのが当たり前の時代になっており、1 人が下水を使う量も限られてきている中では、汚水も雨水と同じ考え方で、全額公費で下水道事業を運営する方法も考えられるのではないかと思います。

【事務局】	一般会計からの繰入金は総務省通知の繰入れに関する基準の要件に基づいています。一方で、総務省通知の繰入に関する基準に入っていない基準外の繰入金もあるので、現状の使用料を維持できています。
【委員】	そのあたりは理解しています。ただ、下水の利用が当たり前の時代であり、法律が今の時代に合致してないように感じる部分もあります。この法律はいつごろできた法律でしょうか。
【委員】	昭和 45 年に下水道の一部を改正する法律が国会で成立しています。基本的に下水道は、市町村の固有事務という位置づけで、実施の有無は自治体の判断となります。そのため、汚水処理については、市町村の判断で、国は判断しないというところです。 おっしゃられているとおり、公費という部分では、雨水も場合によっては、部分的には私費という考え方もございます。今、下水道事業の中で、使用料で企業債を返済したり、維持管理費に投入したりしている自治体もあれば、最近下水道を引いた自治体は、まだまだ公費を繰入れている状況もありますので、一概にいけない部分もあるのかと思います。
【会長】	たくさん使えばたくさん払って、使わなければ節約できるという部分の便利さもあるのかと思います。誰が払うのか、払える人が払うという感覚でいくのか、使った人が払うという感覚でいくのかのマッチングの調整は難しいところではあります。 現状の制度の範疇で可能な限り公費を投入していただきつつ、利用者の皆様の負担が大幅に変わらない、あるいは将来的に事故がなく、安全・安心を継続できる形での使用料回収は考えていかないとまずい状況かと思います。 この点に関しては、府や国に申し入れる機会がある際に申し入れていただくとして、現時点では、将来に向けた継続的な事業提供のための経営について考えて参りましょう。
【委員】	高齢化が進む中で、一人暮らしの方が多くなっています。そういう状況の中で、10 m²まで一律 900 円となっているのが、負担になっている方もおられると思います。この部分をより細分化する等の変更は検討されてますでしょうか。

【会長】	3章以降で料金体系の適正化のプランについて検討がございますので、今のご質問についてはそちらで説明いたしましょう。 ご指摘いただいた基本料金 10 m³まで 900 円ということは、1 m³しか使わなくても 900 円だし、10 m³使っても 900 円ということです。例えば、3 m³しか使っていない人は負担感が大きいという話に繋がるのかと思います。 ○事務局が資料(資料 19 ページまでの「使用料対象経費の算定」まで)について説明 ○資料 1 (資料 19 ページまで) に関する質疑応答
【会長】	経営戦略と料金改定は必ずしも一緒ではありませんが、それぞれ見直しのタイミングが約 5 年のペースで、令和 6 年が経営戦略も料金改定も見直しの検討をするタイミングとなっています。この審議会で料金改定の必要性を決めるわけではないですが、経営戦略としての判断を答申という形で出すということになります。 令和 7 年から令和 11 年までの 5 年で算定される使用料で回収できない不足額としての金額の累積額が算出されています。この不足額をどう補うかが論点になります。今のままだと、大赤字で現金預金もマイナスとなりますが、多くの金額を集めれば、経営は楽になりますし、集める金額を少しにすれば、経営は厳しいままということです。さらに不足額として算出しているのは、令和 11 年までの 5 年分です。つまり、令和 11 年より先については何ら言及されていません。当期純損益のグラフを見ると、この先、経営が良くなる見込みがあるようには見えない状況というところをご理解いただく必要があると思います。そのことから、今後 5 年分の不足額としての 10 億円弱を集めるための議論になりますが、もっと先々のことも考える必要もあるかと思います。一方で、事務局は、市民・利用者の負担についても考えないといけません。皆様からご意見・ご質問ありましたらお願いします。
【委員】	社会資本総合整備金が交付されなくなればどういう状況になるのでしょうか。

【事務局】	収入の総額としては不足が生じますし、社会資本総合整備金の交付要件が外れないためにも使用料を上げていく必要があります。
【委員】	交付要件から外れれば国に見捨てられるのでしょうか。
【事務局】	下水道事業は、建設の場合も改築・更新の場合も半分以上が社会資本整備交付金として国費が交付されます。社会資本整備交付金がないと全額自らで出す必要がありますが、そうすると、現状の財政状況であれば借金することになります。半分国費が出ることによって、何とか繋いでこられている状況です。
【会長】	不足額9億7,784万は交付金がある前提で計算しているのです。もし交付金がなくなれば、不足額がより増え、市民の負担がより大きくなります。さらに工事ができなくなり、下水道が止まるかもしれない状況です。
【委員】	大阪狭山市は、経常収支比率が80%を割っていく見込みとなっています。そういう自治体に対して、国がもっと支援をしていかないといけないと思います。
【委員】	総務省の通知に使用料徴収について、20 m ³ ・3,000円というのがあり、それ以上に努力しているかが判断の基準となります。社会資本整備総合交付金は、防災・安全の工事を対象としており、通常の新設・増設工事だとあまり交付されない側面があります。激甚災害に伴うものについては個別補助がありますが、改築については私費の概念で対応する必要があります。下水道は、改築更新に交付金が出ているのですが、水道はほとんど出ていない状況です。ただ、これについては可能な限り要望は出していく必要はあるものと考えます。
【会長】	国は独立採算に向けて努力している自治体には支援をする考え方なのかもしれません。そのために料金改定を検討したなどのアピールが必要な部分があります。下水道の敷設が進んだ時期は国からの補助が潤沢にありましたが、公営企業という形で独立採算の形で運営するようになってからは厳しい状況にあります。ただ下水道はまだ相当補助がついています。ただ、いつまでも補助がでるとは言えません。また、

	大阪狭山市の場合は大阪府流域の改築に関連しての使用料の負担という話もあるので、その影響も考える必要があります。
【委員】	料金徴収事務はどのような形で行なわれていますか。
【事務局】	下水道事業が水道事業に負担金を払い、水道事業に委託しています。さらに、水道事業は民間業者に委託し徴収業務を行っています。
【委員】	未収金の滞納対策はどうですか。
【事務局】	上下水道料金として徴収しております。滞納があれば水道が閉栓することになりますので、未収金の滞納はほとんど生じていない状況です。 ○事務局が資料(資料 32 ページまでの「使用料体系の設定」まで)について説明 ○資料 1 (資料 32 ページまで) に関する質疑応答
【会長】	使用料体系の設定の検討事項として 4 つのポイントがあります。まず論点 1、基本水量についてです。 今の大阪狭山市では使用水量が 10 m³までは、0 m³でも 10 m³でも同じ金額になります。この部分に関して、超過料金を賦課せずに基本料金だけの負担とする料金の設定の方向をどうするかということです。 使用量が少ない方にとっては、2 m³しか使っていないのに 10 m³の方と同じというところには不公平感があるので、その部分に関しては確かに改善の余地はあるのかもしれません。基本水量の区分をどうするか、基本水量をなくし細分化するのかが重要になってきます。 1 か月で 10 m³までの基本水量区分内の利用は、4 割超を占めると記載されています。単身世帯も含めて、1 か月 10 m³までの方も多く、2～3 人の世帯で 1 か月 20 m³程度という認識ですが、このあたりのことを踏まえて、基本水量制を継続するか廃止するかについてなにか意見等がありますか。 基本水量制を残すのか、廃止して細かく刻むのか、あるいは、継続して基本水量を例えば 5 m³に設定するという考え方もあります。細かい設定に関しては今後調整することは可能ですが、基本水量というもの

	をどうとらえるか、正解がある訳ではございませんが、皆様のご意見をお聞かせいただければと思います。 南河内地域では基本水量がない自治体は、河内長野市、太子町等です。一方、富田林市、松原市等は、基本水量はありますが、その値は大阪狭山市よりは少なく設定されており、そのような刻み方をすることも可能です。基本水量の有無について結論を出していただく必要はありませんが、どうお考えになられるでしょうか。使用料が0 m³の方に関しても検針費用等の必要な費用がありますので、一定の費用は払っていただく必要はあります。ただし、少量利用の方に関して考えなくてはならないということであるならば、少量をどの様に刻むのかということです。
【委員】	大阪狭山市全体の使用料はどの程度増やす必要があるのでしょうか。
【事務局】	使用料算定期間である令和7年から令和11年にかけて発生が見込まれる使用料対象経費が46億4,170万円と見込んでいます。一方、料金値上げをしなかった場合の下水道使用料は36億6,386万円と見込んでいます。従いまして、その差額である不足額9億7,784万円の使用料を増やす必要があります。この不足額をどの水量区分に属している方にいくら負担していただくかを割り振っていくことで、料金体系が策定されます。
【委員】	下水道使用料の計算の基礎となる使用水量は、水道の使用水量となるのでしょうか。
【事務局】	ご認識のとおりです。
【委員】	水道は基本水量があると認識しておりますが、基本水量の考え方について水道と下水道を整合させる必要はないのでしょうか。
【事務局】	本市の水道事業は、大阪広域水道事業団と事業統合しています。その大阪広域事業団の料金体系に関して基本水量を廃止し、口径別水量体系にしていくという基本的考え方が示されております。現状は水道も下水道も同じ水量区分で単価が違うという状況ですが、水道事業が基本水量を廃止するという大阪広域事業団の料金体系に倣っていくなら

	ば、下水道でも水道事業にあわせて基本水量を廃止していくというのは1つの考え方として考えられます。
【委員】	下水道の基本水量が廃止されれば、水道の基本水量も廃止されるようになるわけですか。
【事務局】	水道事業は基本的な考え方として、大阪広域事業団の料金体系に倣い、基本水量の廃止が検討されているところでございます。
【委員】	井戸水の利用に関しても使用料金は徴収されているのでしょうか。
【事務局】	井戸水の利用に関して大口利用者の方に関しては水道の検針と併せて井戸水についても検針し、料金を徴収しております。小口利用に関しては、条例の施行規則の算定方式に従い一定金額の料金を徴収しております。
【会長】	大口利用者でいうと、学校や商業施設もあるかと思います。 まだ、基本水量の審議しかできておりませんが、逡増度の話までいくと大口利用者の方の話になりますし、基本水量の話になると小口利用者の方、少量利用者の方の話になります。逡増度については大阪狭山市には大口利用者の方が少ないので、他の大都市とは違うということ意識しなければならない部分でもあります。 基本水量を継続する・廃止するかの審議だけでは厳しい面もあります。もし、基本水量を継続するなら、基本水量を減らした方がいいと思われますか。現状の10 m³より増やすことはないかと思いますが、南河内郡地域の他団体で6 m³や8 m³で設定されていますがこの根拠はなにですか。
【事務局】	使用水量の実績をとって決めているケースがあるかと思います。
【会長】	1か月あたりの使用量が6 m³とか8 m³というと、どの様な世帯になるのでしょうか。
【事務局】	お一人暮らしと想定されます。

【会長】	ご家族でお住まいの方は、1 か月あたりの使用量は基本水量内の 10 m ³ は超えている状況かと思います。使用量が少ない方の部分を、少し多く使っている世帯の方が払うのか、もしくはもっと多く使っている世帯の方が払うのか、そういう話になるかと思います。
【委員】	23 ページの水量区分別 有収水量割合の円グラフのデータでは、緑塗りの部分である 1 m ³ から 20 m ³ の割合が 43.8%と示されております。基本水量は 10 m ³ で議論しておりますが、10 m ³ 以下の方は何%位なのでしょうか。
【事務局】	こちらのグラフは 2 か月の使用水量のデータを示していますので、1 か月ですと 10 m ³ となります。従いまして、1 か月あたり 10 m ³ の利用者が 43.8%とお考えいただいて結構です。
【委員】	先ほどの基本水量 6 m ³ 、8 m ³ の議論ですが、概ね 1 日 1 人当たり 200 から 250 リットル位で計算して、1 か月 30 日だと大体 6 から 7.5 m ³ 位の使用という印象です。おそらく 1 人世帯だと 1 か月 10 m ³ は使わないことから、基本水量を 6 m ³ や 8 m ³ に設定されているものと考えられます。23 ページの 20 m ³ までの緑塗りと 40 m ³ のオレンジ塗りは、一般家庭のカテゴリーで、それ以上は商業施設とか事業者になりますでしょうか。
【事務局】	ご認識のとおりです。
【委員】	7 割程度を一般家庭から支えていただいているというという理解でよろしいでしょうか。
【事務局】	ご認識のとおりです。
【会長】	不足額を集めるために、どの水量区分の方から多めに集めてどの水量区分の方から少なめに集めるのかという中で、大口利用者の方に、多く負担いただくと移転されてしまう可能性があります。 論点 2 として水量区分があります。現在、大阪狭山市は基本水量ありで、それ以外で 6 区分です。南河内地域の他団体では、富田林市が大阪狭山市と同じパターンですが、それ以外は 7 区分から 10 区分まであります。水量区分が細かいときめ細やかな使用料体系となり使用者

	間の公平が図れるものの、使用料体系が複雑になります。他団体事例からも今の時点では水量区分は6から10位が適当なのかと思います。
【委員】	事務局のスタンスとして市民に節水を呼びかけて使用量を減らしていくのか、どんどん使っていただいて料金を集めていくのかどちらがいいのでしょうか。
【事務局】	国は節水の流れです、節水機器も普及しております。 そのような状況の中で、下水道事業は下水道収入が一番の収入源ですので、下水道事業財政の経営を健全にしていくには、たくさん使って頂くか、単価をあげるしかないのかと思います。
【委員】	節水を促進するというスタンスでしたら、基本水量をどの水準で設定したら、節水意識が働くのかを意識する必要があります。
【会長】	大阪狭山市の現状の料金体系では、使用水量が10 m³から1 m³増えたとして100円強です。ペットボトル1本分と考えるとそこまで高くはないと思っています。
【委員】	基本料金だけの負担だとありがたいです。
【会長】	ただ、下水処理は必要なので基本料金を上げるという議論がでてくるかもしれません。 払いたくないのは皆さん一緒だと思います。その中で公平で納得感がある形でお支払いいただくために、使った分だけ払ってくださいというのは、一番わかりやすい形かと思います。料金区分に関してご意見ありますでしょうか。
【委員】	受益者負担の考え方からすると、使った分だけ払うというのが妥当かと思います。基本水量を廃止すればいいと思っておりましたが、水を使用しない方でも契約をしていれば使用料が徴収されるということでしたので、基本水量を実情に合うようもう少し小さくし、水量区分を1区分程度増やしてはどうかと思いました。

【会長】	次の論点3として基本料金と超過料金のバランスがあります。大阪狭山市の今の状況では、基本料金に該当する部分が約3割、残りが受益者負担に該当します。つまり、水を使っても使わなくても料金が徴収される部分の金額をどうするかということですが、水を使ってない0 m ³ の世帯は多いのでしょうか。
【事務局】	0 m ³ の世帯の割合は少ないものと思われます。
【会長】	それでは0 m ³ の世帯はあまり意識をしないとして、基本料金を多く徴収することができれば、水をたくさん使う方は支払う金額を減らすことができ、あまり使わない方は支払う金額を減らすことができない料金体系になりうるかと思います。基本料金と超過料金のバランスに関してはいかがでしょう。
【委員】	使用料の見直しがなぜ必要かを審議した時に、今後固定費が増加していくなかで、その固定費に対しては下水道を享受されている皆さんで負担していく必要があるので、使用料に占める基本料金の割合を下げるというのは違和感があります。 節水ということを考えると、基本水量を残しつつ、今の基本水量の10 m³よりは下げるべきなのかとは思いますが。その上で30 m³から40 m³のレンジの水量区分を増やしてもよいのかと思います。その場合も収入に及ぼす影響を考慮する必要があるかと思っています。
【会長】	私たちが意識しておいた方がいいのは、低所得者の方に対する配慮に関しては下水道部局ではなく市の福祉でやっていただくことになります。どれだけ水を使用される世帯にどれだけお支払いいただくかという点を意識して審議いただいたらいいので、低所得者の方に対する配慮については一旦おいて審議してよいかと思っています。
【委員】	先ほど意見が出ました、節水を進めるのか、どんどん使っていただくのかという議論ですが、使えば使うほど大阪狭山市の処理場の揚水量が増えることになります。そうすると、電気代や流域への維持管理負担金も増えます。そのため、収入が増えれば支出も増えるということも考えられます。

【会長】	不足額の負担を検討している以上、一定の公平性は意識しながら審議しなければなりません。もちろん、経費削減の努力は必要ですが、それでも継続的に安定的に下水道サービスを提供するために必要なお金をいかに回収するのかということに関して、どなたかの負担を軽くすればそれ以外の方の負担は重くなる形になります。
【委員】	大阪狭山市が住みよい町で上位にランキングされているのは、一般家庭の下水道使用料が他市よりも低いということに起因している部分もあると思います。ですので、一般家庭の負担を軽減していくようにすれば、市のイメージも上がっていくのではないかと思います。しかし、そうすると大口利用者の方の負担が増えることになります。
【会長】	特定の方の補助は市の福祉の事業でやっていただく必要があるかと思っています。下水処理のために必要なお金は変わらず、借金で対応するのはかなり難しくなっている状況です。長期で考えた場合、徴収額はもっと必要という立場からすると、事務局は絞った金額を出してこられている中で審議しているという状況は念頭に置いておく必要があります。
【委員】	水道を引いた場合負担金をとられますが、下水設備を引いた場合の負担金を上げるのは難しいですか。
【会長】	マンションの賃貸更新料と同様に徴収したら、市民の大きな負担になると思います。今から新築がほとんどないことを考えると、負担金をあげてもあまり影響はないかと思います。
【委員】	維持管理費の負担が多くかかっている水量区画の単価を変えるという視点もあるかと思います。
【事務局】	大口利用者にかかる口径は大きいので大口利用者にかかる費用を考えると、大口利用者の方の単価を高くするという考え方はあり得るのかと思います。
【委員】	リスク度を考えると大口が使っている管が駄目になると大変なことになります。そのような観点から説明することで、ある程度逡増度が高

	くなる点については、皆さんの理解が得られるのではないのでしょうか。
【会長】	検討事項の論点４の逡増度の話は、今議論していただいた部分です。現状、大阪狭山市ではある程度の逡増度、つまり、少量利用者と多量利用者の差の部分は見ていただいております、現状の逡増度が2.94となっており、府内平均だと3.14となっております。 今は不足額9億7,784万を、各水量区分にどのように配分するか、配分の仕方を見していますが、いかがでしょうか。
【委員】	水の使用料が、0 m³や1 m³の方の負担を少なく、10 m³あたりの方の負担額を重くするということはあるのでしょうか。
【会長】	水を使用していなくても検針には行きますし、水を突然流しても大丈夫のようにメンテナンスはしていることを考えると固定費はかかっております。その中で、基本料金の部分をもっと下げて、基本水量の刻みを増やしていくイメージでしょうか。
【委員】	1 m³から10 m³にかけての単価の上昇率を急激にするという形です。
【会長】	基本料金の割合を相当下げて、水を使ってない方を優遇するイメージでしょうか。
【委員】	水を使った量に応じて負担するという考え方で、使っていない人はあまり負担しない、使った人は負担するというのが公平と考えますが、基本水量の部分を、現状の10 m³から8 m³や6 m³に変えるという方が説明しやすいのでしょうか。
【会長】	水を使用していなくても固定費はかかっている事を考えると、基本水量を10 m³から8 m³や6 m³に変える方が、説得力があるかと思います。
【委員】	単身世帯だと、1か月あたりの使用量が6 m³位なので、6 m³位までは、現状の基本料金900円の負担で据置けるのが一番いいとは思いますが、そうするとそれ以外の負担が大きくなってしまいます。

【委員】	一般家庭の1か月の使用量は概ね20 m ³ 程度かと思しますので、そこに基準を置いて考えてはいかがでしょうか。
【委員】	例えば、大阪狭山市で1,000 m ³ 以上使っているところといったらどういところなのでしょうか。
【事務局】	病院施設や工場が該当しますが多くはないです。多量利用者の負担を大きくし過ぎると、移転されてしまいマイナス要因になる可能性があります。あまり極端に差をつけることは避けた上で、基本水量の継続・廃止や基本水量内での調整を考えつつ、少量利用者に配慮するのか、多量利用者に配慮するのかの方向性を審議いただければと思います。
【委員】	逡増度については、大阪狭山市の類似団体を抽出して比較検討し、基本水量は、節水型を考慮して現状の10 m ³ の設定をもう少し下げてみてはいかがでしょうか。さらに、一般家庭は1か月あたり20 m ³ 位が多いので、20 m ³ 以上の水量区分を細かく設定して、あとはメンテナンスにかかる水量区分については単価に変化をつける形で設定していくのはいかがでしょうか。あと、水道が基本水量なしの料金体系になっていくのならば、下水も基本料金なしのパターンは考えておく必要はあるかと思います。
【会長】	論点1の基本水量に関しては継続するなら現状の10 m³より6 m³なり8 m³に縮小する形で継続する。ただ、廃止する場合も考えつつ、論点2の水量区分に関しては、現行の6つと比較する形でいいかと思います。論点3の基本料金超過料金のバランスは、使用料に占める基本料金の割合が4割を超えないレベルで、論点4の逡増度に関しては、今の時点では答えは出ておりませんが、多量利用者にも一定の配慮が必要ということです。 あと、不足額の9億7,784万円集めたとして、令和12年以降、大丈夫かという審議は今回全くしておりません。
【委員】	15ページに令和11年度にまた検討と記載されており、市民の方の同意は得られるのでしょうか。

【会長】	不足額程度の値上げでしたら、数字を見る限り、もう１度値上げをしないと厳しいと思います。２回上げたくないのでしたらもっと値上げしないといけないと思います。ただ、議会から値上げ幅をもっと下げると言われた場合、ますます経営状態は悪くなり、もっと値上げしなければならない状況が出てくるかもしれません。
【委員】	令和１１年度で再度値上げするのでしょうか。
【会長】	今の状況を考えると、経費回収率も厳しいというのは意識しておく必要はあるかと思います。可能な限り負担を減らすと言って、今、適正化を緩くしてしまえばしまうほど後が大変になります。５ページで示されているとおり現状のままでは経費回収率が７０％を切るという状況は、一時的に改善はされるはずですが、ただし、人口減少により水を使う人が少なくなるのですから費用はかからなくなるのではなく、むしろかかるようになりますので、小手先の適正化では全然足りないと思います。 １８ページの当期純損益を確認しても、令和７年度から令和１１年度の算定期間でギリギリの状況でそれ以降のことを考えると厳しいです。また、借金が出来ず、社会資本総合交付金も得られなくなり、ますます負担が大きくなってしまう状況にある点は、皆さんにご理解、ご説明をしていかないといけない状況です。 答申としては、不足額の９億７,７８４万円を使用料で回収するのか、もっと集めるのかという話も出来るのかどうかという部分もございます。ただ、今９億７,７８４万円でももっと下げられないのかと言っている状況ですので、これ以上多く集めるというのは難しい状況です。令和１１年度以降の先を考えたらそれでも足りないということは答申に入れていただくかとは思っています。
【委員】	下水道事業の経営がひっ迫している状況は他の自治体も同じような状況でしょうか。
【会長】	ひっ迫しているのは、どこも同じ状況なのですが、ただ、早めに料金改定をして、電力料金値上げ等の物価上昇も乗り切っている自治体はあります。

【委員】	他市と比較して、どの位のレベルまで料金を上げたらいいか、そのあたりも示していただければと思います。
【事務局】	総務省が 20 m ³ ・3,000 円と基準を出しており、現状の大阪狭山市の料金は低い水準にあります。
【委員】	その状況を市民の方に提示して理解を求めていく必要があります。
【事務局】	値上げの割合として、まずは他団体の料金水準との比較ということがあります。事務局から1点、まとめの話で確認させていただきますが、第6回審議会では、基本水量を継続し水量区分を細分化したケース、基本水量を廃止し水量区分を細分したケース、基本水量を廃止し水量区分を細分化したうえで少量利用者に配慮したケースを資料に盛り込んで、審議を深めて参れればと思います。
【会長】	少量利用者の方や、一般家庭と想定される 20 m ³ あたりの使用者の使用料金がどのように変化するのか、比較がしやすいように別建てで載せていただけますでしょうか。
【委員】	金額ベースで出していただかないとイメージがつきにくいです。
【会長】	今まで安かったというのはあると思いますが、市民の方にご理解いただかなければいけない部分もあります。 本日予定しておりました審議については終了したいと思います。 最後に事務局から連絡がありましたらお願いします。 ○事務局から大阪狭山市下水道事業経営審議会第6回の開催時期について連絡 ○事務局より閉会の挨拶